

随意契約理由書

1 委託名称：舞洲スラッジセンター送泥ネットワーク監視設備点検業務委託

2 契約相手方：三菱電機プラントエンジニアリング（株）

3 随意契約理由：

本業務は、舞洲スラッジセンターの送泥ネットワーク監視設備について点検を行うものである。

送泥ネットワーク監視設備は、舞洲スラッジセンターの送受泥設備が正常に運転することを監視するために重要な役割を果たしており、汚泥処理設備の日常運転について高い信頼性を維持させるため不可欠な点検である。

送泥ネットワーク監視設備は、三菱電機（株）が設計製作及び施工したもので、点検及び保守業務にあたっては、同設備のシステム構成を熟知し、適切な方法で点検、測定、手入れを実施する必要がある。また、点検に際しては、製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて当該機器の分解及び再組立を行い、性能を維持させなければならない。

加えて、製造物責任の所在を明確にし、かつ点検及び保守後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本業務を委託できる業者は、三菱電機（株）から監視設備の点検及び保守業務を移管されている三菱電機プラントエンジニアリング（株）のみである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター（電話番号 06-6460-2830）

2

随意契約理由書

1 案件名称

道路情報提供装置点検業務委託

2 契約の相手方

星和電機株式会社 関西支社

3 随意契約理由

本業務は、路面の凍結や強風等の情報を表示し、交通事故の発生や拡大を防止するため橋梁等に設置している道路情報提供装置の保守点検を行うものである。

本設備は、星和電機株式会社が設計製作したもので、点検業務の実施及び故障原因の解析にあたっては製作会社独自の技術が必要であり、他社では適切な履行が確保できない。

また、製造物責任の所在を明確にさせるとともに、点検業務の一貫した保証を持たせる必要があることに加え、万一の事故時における迅速な原因究明及び復旧にあたっては、当該設備の構造を熟知している技術者を常時確保していることが不可欠であることから、上記業者に随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7420）